答 弁 第 四 号昭和四十九年八月十六日受領

(質問の

四

内閣衆質七三第四号

昭和四十九年八月十六日

内閣総理大臣 田 中 角

榮

衆議院議長前尾繁三郎殿

衆議院議員吉田法晴君提出教科書に現れた「二つの中国」 に関する質問に対 し、 別紙答弁書を送

付する。

_

衆 議 院 議 員 吉 田 法 晴 君 提 出 教 科 書 に 現 れ た 「一つ 0 中 国 に 関 す る 質 問 に 対 す る 答

弁

書

1

者 き に た に 常 教 ところ 科 対 に 留 書 し、 意 検 定に で 機 L 会 あ て る。 あ お お り、 7) るごとに て す は、 な 我 わ が 指 我 ち、 玉 لح 導 が 中 昭 を 玉 لح 行 華 和 人 諸 兀 1 外 民 + 玉 七 ま 共 た、 年 和 \mathcal{O} 関 国 九 係に 月二 کے 不 適 \mathcal{O} + 0 切 関 な 係 九 1 て 記 に 日 正 述 0 \mathcal{O} が 1 確 日 な 7 本 か 0 玉 ŧ 1 適 ょ $\sum_{}$ 政 う 0 切 府 検定 な記 と 中 基 本 12 方 述 華 が お 針 人 な 民 1 を され 7 共 ŧ 留 0 和 7 る 意 玉 ょ 政 発 L う 行 7 府

 \mathcal{O} 共 同 声 明 が 発 表 さ n た 後、 社 会 科 \mathcal{O} 教 科 書 を 中 心 と L て、 検 定 済 \mathcal{O} 教 科 書 12 **つ** 1 7 は 発 行

者

12

対

し、

教

科

書

内

容

を

点

検

し、

必

要

な

場

合

は

修

正

す

る

ょ

う

指

導

L

ま

た、

新

た

12

検

定

申

請

さ

れ る 教 科 書 に 0 1 7 は 不 適 切 な 記 述 が な 1 ょ う 検 定 に お 1 7 留 意 L 7 きたところ で あ る。

な お、 第 七 十二回 玉 会 0) 衆 議 院 予 算 委員会第二分科会に お け る質 疑 応答に お いく て `指摘 され た

教 科 書 に 0 7 て は 発 行 者 に 対 L 7 重 ね て 同 様 \mathcal{O} 指 導 を 行 0 た ところで あ る。

2 前 記 \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 結 果 同 声 明 後 12 検 定 を 経 た 新 1 教 科 書 12 お け る 関 連 記 述 は 適 切 な ŧ \mathcal{O} لح

な 0 7 1 る が 同 声 明 前 に 検 定 を 経 た 教 科 書 \mathcal{O} __ 部 に 0 1 7 前 記 指 導 に ŧ か か わ 5 ず、 発 行 者

12 お 1 7 正 誤 訂 正 方 \mathcal{O} 申 請 ŧ れ が 存 L たこ と は 遺 憾 で あ る。

御 指 摘 \mathcal{O} 教 科 書 \mathcal{O} う 5 間 題 とな る 内 容 に 0 11 7 は 既 に 正 誤 訂 正 済 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 又 は 現 在 正 誤

訂

正

 \mathcal{O} 手 続 を 進 \Diamond 7 V) る t \mathcal{O} ŧ あ る が 御 指 摘 \mathcal{O} 趣 旨 に そ 7 教 科 書 \mathcal{O} 関 連 記 述 が 層 適 切 な Ł \mathcal{O}

な る ょ う 発 行 者 に 対 L 更 に 指 導 することに L た V)

た だ L 教 科 書 12 な 1 7 あ る 事 項 に つい て تخ \mathcal{O} 程 度 詳 述 す る カン は 著 者 \mathcal{O} 執 筆 方 針 に 属 す る

ŧ \mathcal{O} で あ ŋ 検 定 基 準 に 反 L な 1 限 り 著 者 \mathcal{O} 執 筀 方 針 を 尊 重 す る لح 1 う 現 在 \mathcal{O} 検 定 制 度 に お 1

7 は 記 述 量 \mathcal{O} 多 少 を t 0 7 必 ず L t 欠 陥 \mathcal{O} あ る ŧ \mathcal{O} لح は な L 得 な 7 ところで あ る。

3 政 府 \mathcal{O} 見 解 は 前 述 \mathcal{O} 共 同 声 明 及 び 同 声 明 発 表 \mathcal{O} 日 に 大平 前 外 務 大 臣 が 記 者 会見 に お 7 て 行

つた説明において述べられているとおりであり、 それ以外の見解は有していない。